

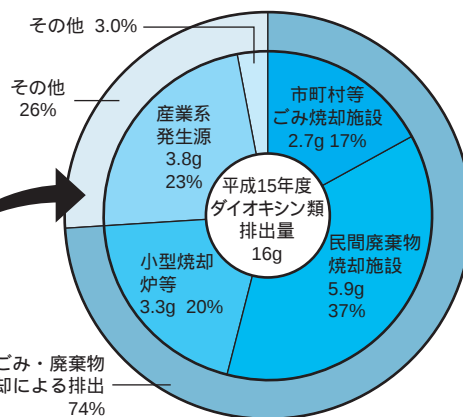
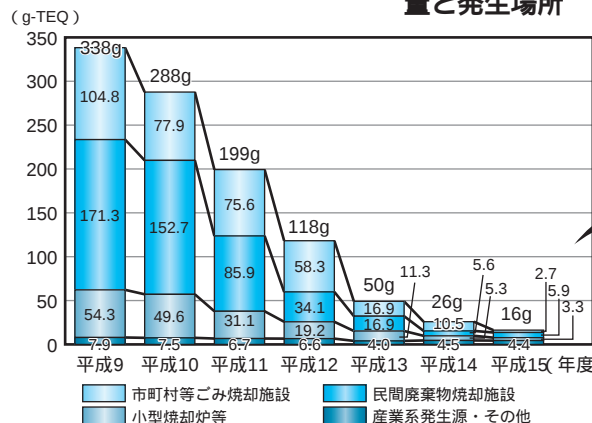
ダイオキシン

を減らすために

県内で発生したダイオキシンのうち、約7割は、わたしたちの家庭から出たごみや産業廃棄物の焼却によるものです。

問 埼玉県 青空再生課（有害化学物質担当）☎830-2986または、伊奈町 環境対策課☎721-2111⑨2421

埼玉県内で排出されたダイオキシン類の量と発生場所



私たちにできることは

家庭でごみを燃やしてはいけません

家庭用のごみ焼却炉や事業所の小型焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分に上がらないなど、不完全燃焼を起こしやすいので、ダイオキシンを多



く発生させてしまいます。
・家庭での焼却も規制対象になります。
・基準に合った焼却炉以外は使用できません。
・庭先などで焼却炉を使わずにごみを燃やしたり、ドラム缶などを使って焼却することはできません。

ごみを減らす工夫を心がけましょう

ダイオキシンを減らすためには、ごみを減らすことが何よりも効果的です。
「必要なものを必要なだけ買う」、「使い捨て商品は買わない」、「長く大切にものを使う」、「過剰な包装は控える」、「レジ袋はもらわない」など、

ごみを作らないように心がけましょう。また、ごみを分別しリサイクルを徹底するなど、わたしたち一人ひとりが、毎日の生活を見直していくことが大切です。

そして、町のルールに従ってごみ回収に出しましょう。ダイオキシン削減のためには、皆様のご協力が不可欠です。

犬の飼い主の皆様へ

町では、4月に狂犬病予防集合注射を行いました。まだ、お済みでない方は、かかりつけもしくは最寄りの動物病院で予防注射を受けて、環境対策課にて所定の手続きを行ってください。

また、犬の散歩をする時は、フンを処理する道具を持参し、飼い主が責任を持って後片付けをするともに、必ず引き綱等につないで、放し飼いはないようにしてください。

問 環境対策課⑨2421

道路愛護にご協力ください

町では、11月を町内いっせいに「道路愛護月間」としましたので、きれいな町づくりにご協力をお願いします。

道路にはみだした垣根や木の枝の伐採、雑草や空カンなどの除去、側溝清掃を行い安全で快適な生活環境をつくりましょう。

問 土木課⑨2411

「都市再生街区 基本調査」に伴う 現地調査を実施します

国土交通省の委託を受けて「独立行政法人都市再生機構」が、町内の人口集中地区の一部を対象に、現地調査を実施します。

なお、作業は身分証明書と腕章を携帯した者が行います。

期間 平成18年3月末まで

問 都市再生機構東日本支社
都市再生企画部

☎ 03 - 5323 - 2392

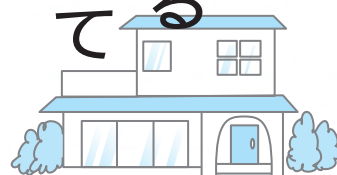
平成13年の都市計画法改正により、既存宅地確認制度が廃止されましたが、既存宅地確認を受けた土地における建築については、自己居住用・自己業務用の建築物に限り、原則として改正法施行後5年間効力を有します。これは都市計画法改正法附則第6条の規定によるものです。

この5年間は、原則として平成18年5月17日（以下「終了日」という）に終了しますのでご注意ください。

なお、終了日までに建築工事に着手していない場合には、経過措置の対象となりません。建築するご予定のある方は、お早めにご相談ください。

問 都市計画課 ②254
または、埼玉県北本県土整備事務所 ④048-540-82

「既存宅地確認」を 受けた土地における 建築について



12月1日に“新”羽貫駅前広場がオープンします!! 完成に伴い11月21日から、周辺道路に交通規制が生じます

工事のためにご迷惑をおかけしておりました羽貫駅前広場が、12月1日(木)にオープンします。

なお、交通安全のため、駅前広場の完成に先立ち、11月21日(月)から下図のように、駅前周辺道路に**右折禁止**などの交通規制を開始します。

誰もが「安心・安全」に利用できる駅前広場となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

問 埼玉県伊奈新都市建設事務所 工務担当 ☎ 722 - 1175

県道上尾久喜線と新幹線側道との交差点では、全ての方向で右折ができなくなります。

